演劇・法律・文化

岸田國士

かぬと思ふ。

芸術家擁護の現行法

な機会に感じるのであるが、 示してゐるのではないかとさへ思はれることがある。 「芸術」と「法律」とはそんなに縁の遠いものではないといふことを、 この 両者の接近が、 どうかすると、 国の精神文化 私は近頃 , の () 水 ろいろ 準を

動が、 法律といふ言葉は、 りの鑑賞眼を具へてゐてもよからうとかいふやうな問題ではなく、 これは決して、 芸術なる部門に於いて如何に組織化され、 芸術家にも法律 無論、 政治を含んでゐるものと解して欲しい。 . О 知識が必要であるとか、 合理化されてゐるかにある 法律家も芸術に対するひと通 国 時代の民 のだ。 次族的活

国家 の文化表象として、 さしづめ、)国費 の意志とその の割当、 具体的な例を挙げれば、 動向が、 検閲制度、 国際的矜恃を示すに足るものであるといふ事実を無視するわけには行 理想主義的であると、 著作及び出版、 国民 の芸術教育に関する施設、 興行に関する法規並にその運用等に現は また現実主義的であるとを問 般芸術的事業に対 はず、 れ 個 た

先年文楽座

に対

し若干の補助金をだすことになつたぐらゐのものであ

る

営官選 であ 民の創造的 わ がが るが、 の奨励機関 国についてこれをみると、 欲求乃至努力に 文芸殊に演 など備はつて、 く劇に関う 対 して、 しては、 これだけは 早くから、 まだ何等国家的インテレストを示してゐな 大学における若干の ほぼ近代国家としての 美術と音楽に限つて、 「学問的 研 面 官立の学校も 究 目を保つてゐ を除 , , 1 0) 7 で るやう あ 官 玉

法律的 もの も Ō が の、 0) それ 権 疑義を生じるといふ不都合が まだ、 袔 擁 は 護に それとして、 その条文の用語が甚だ 関する現行法律が、 今ここで問題にしたい 存 在してゐることである。 昭和六年の改正後、 「原始的」であるために根本 のは、 芸術家を含む やや必要な補足 の精神に対してさへ、 般 を見たとは 「著作 者 なる いふ

も つとも重要な 一例として、 著作権法 の第一条を挙げる

下之に同 浪花節など」を指すのだといふことであるから、 以 なん Ĺ の文句で、 文書演 とし じ の範 述図 ても時代離 囲に 画 「文書」うんぬ 建築彫る 属する著作物 れ がしてゐるの 刻模型写真演奏歌唱其 んから の著作者は みならず、 「歌唱」に 其の著作物を複製する 、の他文芸学術若くは美術 これは実に法律の尊厳にも拘はる話だ。 至る一般著作物 「演述」 とは 何を指すかと 0 分類 0) 権 は、 利を (音楽を含む以 今日 専 有 「から み

雑

駁

な

釈

を得

芸学術若くは美術の範囲に属する著作物の著作者と申しましても、 釈に入る訳であります」 腑に落ちない 別委員会で、 で規定い るやうになるかどうかといふ質問に対し、 の如きものは今度の改正案中に含まれてゐないやうだが、 と決定が さうなると、 たしてをりますので、 困難だといふのはよろしいとして、 ものが多 三島通陽子爵が政府委員に質問をしてをられるが、 疑問はいくらでも起つてくる。一昨々年、 () から 例 ^ 「抽象的には決め兼ねるかと思ひます」といふのは甚だ要領 ば、 保護の著作物なりや否やと申しますことは、この言葉の 舞台装置の著作権は、 「ただ今のお話の問題もこの現行法 舞台監督の台帳即ち演出者 将来は著作物として保護を受け 貴族院における本法改正案の特 その範囲が具体 それ 非常に漠然と広 に対する答は 0 的 ヮ の場合でな iの 第 ツ () 一条文 どうも ノオト」 範 囲 解

てゐ 唯 舞 更に同 踊 る 0) 0) は、 手振りといふ実際の実演芸術に付てはまだ保護がございませぬうんぬん」 じく三島氏の ではない 音楽 の演奏を認める以上明かな自家撞着で、 かと思ふ。 「舞踊譜」に関する質問に対し、 当局は 映画の記録的役割をも無視した 「……脚本であ りませぬ、 と答へ

なぜかういふ問答が行はれるかといふと、 そのよつて来るところは、 同じく貴族院議員

の

部を示い

せば

水野錬太郎氏の次の演説でわかると思ふ。

著作権法第一条の字句

水野氏 は 政 府提 出 の著作権法中 改正法律案の修正案を提出されたのであるが、 そ 0) 演 説

ます。 申し それ 出て 正で 護を受くべき著作物 その美術といふ字の下にカッ つて居る ま 来る づ第 て差支ない。 で あります。 あ ので 中 のであるが、 りますから、 に ·略) あ 第 其 理 ります。 従来はこの音楽著作物といふものは美術著作物の中に入るとい 条の 然しながらさういふ疑義があります以上は、 0 由 中に 極く どうも著作権 第 は音楽の著作者はどこに入るのであるか、 又条約においてもさういふやうな意味になつて居 項中に 厳格 入る コをしてその下に に のであるかどうかといふことで疑を持 解釈を致しますれば、 『文芸学術若くは美術の範囲』 法 の中に 明か 『音楽を含む以下これ になって居らぬ 現行法の美術 これを明かにし 音楽著作物は といふ字が のである 著作 つ者が、 に 同 から、 じ 物 る 0) 0) あ あ る りま て置くとい 中 で ري. 世 斯 に 果 間 う あ 解 0) すが、 で 釈 Ù I) 段 12 あ 7 Ž, な l) 保 修 々

向が暴露されてゐるのだと思ふ。

ふことは法律を制定する上に必要でありますから…… (後略)

あり、 因に水野氏はベ またこの道 の権威であることはいふまでもない。 ルヌ条約にわが代表として出席され、 日本における著作権法の起草者で

右のやうな経過に徴しても、 この第 一条は可なり法律家の頭を悩まし、 また今

切の新規な問題は、

この

__.

項の

解釈

如

何

によ

つて決せられるともいへるのである。

後も悩ますであらうことは明かであつて、

各種 ある 果になるといふのは、 そもそも、 からだともい の社会部門を通じ、 演劇や音楽の問題が、 へない。 世の 極端に分裂し、 中が日に日に進むからでもなく、 これはわれわれ日本人の文化的教養が、 国 対立 の最高知識を集めた議場で、 し、 食ひ違つてゐるからだと思ふ。 また当局 その質と範囲に かくの如く面倒な結 の立法技術に 欠陥 於 1 が

らゐ はもちろん、 と政治的 例 疎通. 理想 を欠いてゐるのである。 同 じ 日常 の変則的状態に存するとみるより外なく、 知識階級 用 語 のなかに含まれる の中でも、 その根本理由は、 職業や専門が違ふと、 「言語的感覚」に至るまで、 過渡期の目前主義を反映する ここにもまた、 一般生活事象に対する認識批判 しば 日本現代文明の傾 しば 不思議なく 国 |民教育

惹起するただ一つ

の

原因ではな

1,1

か

と思ふ。

訳する際、 0) tte'raires〕, scientifiques et artistiques」であつて、この最後の artistiques なるフランス語 ル著作物」 この点 種 本 た につ るべ これに といふ文句に相当する原文を拾つてみると、これは、 ル いてはいづれ別 ヌ 条約 「美術の」といふ日本語を当てたのである。 の第 条から、 の機会に詳しく論じたいと思ふが、 以上問題となつた「文芸学術若 これが今日、 今試 疑ひもなく みに、 ハ美術 わが 面 ノ 倒 範 [oeuvres 著 な 囲 間 厏 題 を 属 権 翻 法 ス

含み、 寧ろ、 が、 原 11 なつてゐ ちい 則 なぜなら、 的 現 その 在 な疑義を生じる恐れ ちしなくても、 文学科学若 るからである。 の日 他 本語 一切 明治三十二年頃 0) では、 進化途上に ハ芸術 「芸術」 従つて、この条文を この場合 artistique を はまづないと思ふ。 ノ範囲」 \mathcal{O} なら、 ある美的 日 本 とすれば、 語には、 誰が 創造物を含み得るわけであつて、 考へても、 或は、 「芸術 「文芸学術若 美術 他に適当な訳語がな ノ (音楽ヲ含ム以下 美術 と訳する ハ芸術 は 固より、 のは ノ範囲」 音楽 コ レ か ほとんど常識 条文の も含めば ニ同ジ) とするか、 つたか も 解 などと 釈 演 或は れぬ 上 劇も

を、 法 律文 却つて専門の法律家なるが故に発見し得ず、そのために個々の問題の適用に当り、 0 誤 訳指摘をしてゐるやうで、 いささか気がさすが、 実はこんな単純 な 見落 法

をし 家に質されんことを希望する。 の不徹底が、 の精神を逸して、 て欲 L **` この改正を躊躇させるのであるとしたら、それこそ、 或はまた 条文解釈上の昏迷を来たしてゐるのだとしたら、 「芸術」といふ言葉に対する不安、 つまり 帝国大学あたりの専門 「語義」 日も早く字句の改正 乃 至 語 感

俳優演技の著作権

れが 関する幾多の判例をもつてゐるやうである。 きものであり、 族院に於ける質問通り、 最近ちよつと問題になりかけたいはゆる「演出者」の著作権の如きは、 「芸術的」 現に、 創作物の範囲に含まれる以上、 フランスなどは、法廷記録として「演出」 現行 の法文に照すと、 精神に於いて、当然、 やや拠りどころがないやうに見えるが、 [mise en sce ne]) 😢 本法の保護を受くべ 三島通陽氏の貴 そ

うであるが、 マ」の如きは如何と追究を試みてをられる。 すると、 三島氏の舞台装置に関する質問に対し、 本法最初の起草者たる水野錬太郎氏が、 すると、 政府委員は『「パノラマ」 当局は明確な返答ができなかつたや 該質問を補足し、 ノヤウナ

とは る。 ッ どん 私 ノ 纏 は なも そ ツタモノデアリマスレバ、是ハ疑ナク著作物ト認メラレ Ō Ō 速記録を読んで、 か、 これは恐らく、 現在、 三十年前の著作権法解説 著作物として法律的に保護 には好都合な せらるべき ルカト思フ』 例であつたか 「パノラ と答へてゐ マ

も この際、 の著作権も当 参考の 一つの ħ め ながら、 と、 ために、 立法 「形態」 然認められていい筈だと私は信じ、 微笑を禁じ得なか に携はる諸家が 「パノラマ」の著作権を認めるなら、 現代 (forme)として記録し得る限り、 演 影を構 成する 応はもつてゐて欲し つた次第である。 々 の要素を挙げれば、 かつ、 ر ر ものだと希望するので 単なる想念 舞台芸術の組織に関する常識を、 動き、 か つしやべるパノラマ」 [ide'e]) ある。 としてでな

一、脚本(作者)

二、演出(演出家或は舞台監督)

装置 装置家、 場 合によつて照明、 音響効果、 衣裳等の考案者もこれに列る)

四、演技(俳優

五、時として舞踊振付並に伴奏音楽

大体、 以上 の如き専門家の協力乃至統制的機構によつて、 演劇は、 個の 芸術的著作

物」となるのである。

されてある) この場合、 を有するかどうかは、 それぞれの分担領域が 7明瞭に に専門家の鑑定にまつべきであらうと思ふ。 「独創性」 (この言葉は本法第二十二条に使用

何某 それでもなほ、 そのうち、 0 型 とか、 俳優 日本 の演技のみは、 英国俳優アアヰングの の歌舞伎劇や西洋の古典劇に於いて、 今日まで著作物と見なすために困難な事情にあつ ハ ムレ ット 第何場の 例の 型型 型 などと称へ、 なるもの は、 暗にそ たが、 何 代 目

の「著作者」の人格権を認めて来たのである。

近代演劇は、

脚本作家と俳優、

この

両者

の協同以外に、

演出家

([metteur en sce ne])

全体の考案乃至統 といふ専門家の出 現を促 一指揮に任じてゐたが、 した。 従来は、 脚本 俳優 Ò 中 進化及び演劇理論 の座頭若くは興行主、 の発達と共に、 又は作者自ら舞台 舞台効

果を目指す特殊技術が要求されはじめた結果である

この点、 演 劇よりも映画に於いて、 いはゆる 「監督」 なるものの職能が、 般に知れわ

演出家の権利擁護

たつてゐる。

ふ消

極

的な

「方法」

z

^

あ

る

の

であ

る。

置家 実際的にも、 指定を墨守 演 そこで、 出家」 を助手扱ひにするといふ極端な 再び演 次第で、 限定され 俳 優 出家 \mathcal{O} 1 うい てゐ 註文に応 0 間 ろに .題に な 1 変化 還るが、 じ、 0) である。 装置· はする。 演 家 現在 出 法 の工夫した装置に従 演 言ひ 出家が 「演 もあ 換 出 \wedge i) 脚 れ ば、 なる 本を また 仕 「改竄」 事の領 演 一方では、 って 出 域 し、 \mathcal{O} 動 は、 範 き」 演 俳 囲 優 まだ 出 と をつけ 家 に い が、 命 **2× 理 論 令 も ると 脚 の 的 本 は に 装 も 0)

解され 0) を具象化するため が、 有 るやうであ フラン 機 る 的 要するに、 ス 例もあるが、 関係を誘導 語で、 その に最 (Mise en sce`ne) 規整することによつて舞台全体 これは、 も有 職 能 を原 効な機械 装置 則 的 的 なる に示せば、 の考案が、 設備を考案し、)語は、 しば 演 先づ 出 0 しば、 統 そ 脚本の解釈に標準を与 の主要な部分を占める場合に限ら 0) 調 製作を監督する 和を計る」 舞台装置」 に なる あ 方、 る <u>^</u> 狭義 0) そ で 俳 0) あ 0) 優 意 精 相 耳. 神

名を、 然しながら、 作者のそれと並べて出 現在、 日本 の商業劇場に於いても、 装置家の名も挙げてゐるくらゐで、 興行政策として舞台監督 ある舞台が甲の (演 出 者 「演 の

せよ、 出 結果を示すと考へて差支ないのであつて、 演 であるといふことは、 出の 少くともその人格権は飽くまでもこれを主張すべきものであると、 「独創性」によつて、 乙 の 「演出」と異る何物かを予想させ、 完全に著作権法の保護を受け、 かか る地位を占める以上、 如何 また、 当然、 なる 事実、 私は 契約 演 によるに 出家は 信じる。 さういふ そ も Ò

などは、 匿する」ことはできないのである。 権を興行者が所有すると否とに拘はらず、 演に当り、 即 ち興行者が、 立派に著作権侵害である。 該演 出家の許可を得べきはもちろん、 某演出家にある脚本の演出を依頼した場合、 況んや、 その興行者は、 多少の「改竄」を加へて、 「ソノ同意ナクシテ」 以後に於ける同 雇傭関係によつてそ 当人の氏名を 他人の名義とする 脚 本 0 同 0) 興行 隠 — 上

何等かフランス流な解釈がひそんでゐるやうに思はれる。 を発表すべきであらうが、この点、 るとしても、 を委ねた作者は、 くてもよいといふのである。 序に、 フランスに於ける面白い判例を挙げれば、 そ Ō 演 その脚本を、 出家の同意を得る必要なく、 もちろん、 別の興行者の手によつて再演せしめる場合、 興行者と演出家との関係、 同意を得る必要がないだけで、 また、 初演の際、 作者として金銭上の義務を負は 某演出家にその脚本 作者と演出家との関係に、 この演 同 出家 じ演 の演 の氏名 出 によ 出 な

すべきものであらうと思ふ

に規定することは 要するに、 演 出 木 家に限らず、 難 であるとされてゐる 般著作 著 ので、 Ō 人格権 その場合場合に応じて、 に関 しては、 これを法文によつ 有効 な 判 例 7 詳 残 細

私は 合理 明 それ 朗 考へ 的 な 態 故 な 協定 度であると同 著作 に . 到 権 達する以 者対 時 興行 に、 外、 者 わ 0) 蕳 が 進 んで、 題 玉 は、 の文化水準を多少とも高めることに役立ちは 法廷に 十分に 隔意なき両 黒白を争ふことも亦、 者間 の折 衝 によ 将 来 って、 に 禍 根を残さぬ せ もつとも ぬ か

当事 某 実は はする」 ぬやうであるが、 序 使 知ら 者 に述べておきたいことは、 行 多数 用 0 とい め 法 人 主と著作者とを連結する機関 0 間 律 0) 怠慢 劇場 ふ内外に向つての興行者の紳士的宣言は、 に、 的 知 著作 興行 識が 乃至 乃至 単 足り 者 者 劇 純 0 4 (職業的なると否とを問はず) な 権 は な忠義立て 利 7 を 録 ところからも来てゐるが、 種 著作者と出版者の間には、 の著作権侵害常習犯の 躙 が完備してゐない から生じた結果なのである。 L てゐるやうな場合が 必ず、 観が との ので 現在、 第 である。 多い。 間 あ この種の紛争を少くし得る に、 には、 るのである。 さほど面 そこで、 畢竟、 従 劇 うて、 場 絶えず悶着 組織 責任 倒 興 が な 「すべきこと 者た れ 問 行 合 者 理 題 は が 化され 繰 るべき 自身が、 は 無 起ら 論 I) 返

(一九三四・三) と思ふ。これまた、日本の文化のために是非、 興行者側の反省を促したいものである。

ました。入力、

校正、制作にあたったのは、

ボランティアの皆さんです。

青空文庫情報

底本:「岸田國士全集22」岩波書店

1990 (平成2) 年10月8日発行

1936(昭和11)年11月20日発行底本の親本:「現代演劇論」白水社

初出:「東京朝日新聞」

1934(昭和9)年3月14、15、16、17日

入力:tatsuki

校正:門田裕志

2009年9月5日作成

青空文庫作成ファイル:

このファイルは、インターネットの図書館、 青空文庫(http://www.aozora.gr.jp/)で作られ

演劇・法律・文化

2020年 7月18日 初版

奥 付

発行 青空文庫

URL http://www.aozora.gr.jp/

E-Mail info@aozora.gr.jp

作成 青空ヘルパー 赤鬼@BFSU

URL http://aozora.xisang.top/

BiliBili https://space.bilibili.com/10060483

Special Thanks 表文 定 成

青空文庫 威沙

青空文庫を全デバイスで楽しめる青空ヘルパー http://aohelp.club/ ※この本の作成には文庫本作成ツール『威沙』を使用しています。 http://tokimi.sylphid.jp/